

船橋市認可外保育施設指導監督実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条から第59条の2の6に基づく認可外保育施設（法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号、以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないものをいい、法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含む、以下「施設」という。）に関する市長の指導監督の適正実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

(指導監督の原則)

第2条 指導監督の実施及びその基準は、令和6年3月29日付けこ成保第206号こども家庭庁成育局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」における「認可外保育施設指導監督の指針」及び「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準等」という。）並びに令和6年3月29日付けこ成保第218号こども家庭庁成育局長通知「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」を原則とし、この要綱に特別の定めがないものについては、同通知の内容によるものとする。

(施設の把握)

第3条 市長は、関係機関等の協力を得て、施設の速やかな把握に努めるものとする。

(事前指導)

第4条 市長は、施設の設置予定者等から相談があった場合及び新規開設の情報を得た場合は、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、児童福祉法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求めるものとする。

(設置の届出)

第5条 法第59条の2第1項の規定による届出は、認可外保育施設設置届（様式第1号）により行うものとする。

2 法第59条の2第2項の規定による変更の届出は、認可外保育施設内容変更届（様式第2号）により、事業の廃止又は休止の届出は、認可外保育施設廃止（休止）届（様式第3号）により行うものとする。

(報告徴収)

第6条 法第59条の2の5第1項の規定による運営状況の報告は、毎年10月1日現在の状況につき、認可外保育施設運営状況報告書(様式第4号)により行うものとする。

2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第49条の7の市長が定める日は、その年の10月31日とする。

3 施設の設置者又は管理者(以下「施設設置者等」という。)は、当該施設内において次に掲げる事故等が発生したときは、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和6年3月22日こ成案第36号通知)に基づき、教育・保育施設等事故報告書(様式第5号)により速やかに市長に報告するものとする。

(1) 入所児童の死亡

(2) 入所児童の重傷事故

(3) 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)

また、入所児童の食中毒等事案等が発生した場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日付雇児発0222001号通知)に準じて、市長に報告するものとする。

4 施設設置者等は、長期滞在児(当該施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童)がいる場合には、長期滞在児報告書(様式第6号)により市長に報告するものとする。

5 市長は、前3項に規定する場合のほか、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、随時、特別に報告を求めるものとする。

(立入調査の実施)

第7条 市長は、法第59条第1項の規定に基づき、児童の福祉のため必要があると認めるときは、施設設置者等に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問(以下「立入調査」という。)を行う。

2 立入調査は、法第59条の2第1項の規定により市に届出ている施設に対して、原則として、年度ごとに1回実施するものとする。

3 前項において、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて集団指導を実施することができるものとし、集団指導を実施する場合、原則として、年度ごとに1回実施するものとする。

4 市長は、第2項に規定する場合のほか、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合(こうした

おそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。) 又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等には、随時、特別に立入調査を実施することとする。

(立入調査の事前通知)

第8条 立入調査の実施にあたっては、施設設置者等に対し、調査期日、調査職員の氏名、その他必要な事項について、事前に通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により実施する立入調査が必要な場合は、この限りではない。

(立入調査の方法)

第9条 立入調査は、施設設置者等の立会いを得て実施するものとし、当該施設の運営状況等について、施設設置者等から説明を求めるものとする。また、必要に応じて保育従事者及び利用児童の保護者等から事情を聴取するものとする。

2 立入調査職員は、説明を聴取するほかに、関係施設、設備及び帳簿書類等について、実地にて確認する等監査の実効を図るよう努めるものとする。

(復命)

第10条 立入調査職員は、調査内容について市長に復命しなければならない。

(立入調査後の対応)

第11条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求める必要があると認められる場合には、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図るものとする。

2 市長は、立入調査の結果、指導監督基準等を満たしていると認められる施設に対しては、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(以下「証明書」という。)を交付するものとする。

(改善指導)

第12条 改善指導は、立入調査実施後おおむね1か月以内に、施設設置者等に対し、改善の状況及び計画についておおむね1か月以内の回答期限を記載した文書を通知することにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、文書による改善指導に先立ち、立入調査の際においても、必要と認められる助言、指導を口頭により行うものとする。

(改善勧告)

第13条 市長は、前条に規定する改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、かつ改善の見通しがないと認められるときは、法第59条第3項に規定する改善勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、次の場合は改善指導を経ることなく改善勧告を行うことができるものとする。

- (1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- (2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
- (3) その他児童の福祉のため特に必要があると市長が認める場合

3 前2項に規定する改善勧告は、施設の設置者に対し、改善の状況等についておおむね1か月以内の回答期限を記載した文書を通知することにより行うものとする。ただし、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、3年以内の期限を付して移転を勧告するものとする。

4 市長は、前項の規定により改善勧告を受けた施設の設置者から当該勧告に対する回答があった場合は、その改善状況等を確認するため、立入調査を行うものとする。

5 市長は、改善勧告にもかかわらず、改善が行われない場合には、法第59条第4項の規定により改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表することができるものとする。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令)

第14条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、法第59条第5項の規定により、船橋市社会福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずることができるものとする。

- (1) 前条に規定する改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合であつて、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき。
- (2) 改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき。
- (3) 当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき。

2 市長は、前項の規定により事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）に規定するところにより、施設設置者等に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、当該施設の児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ船橋市社会福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、法第59条第6項の規定により、当該手続きを経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命ずることができるものとする。

4 市長は、前3項に規定する事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合は、その

施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について公表するものとする。

(証明書)

第15条 証明書は、立入調査実施後おおむね1か月以内に、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設にあつては様式第7号により、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設にあつては様式第8号により、それぞれ当該施設設置者等に対し、交付するものとする。

2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設は、立入調査または集団指導実施後おおむね1か月以内に、複数の保育に従事する者を雇用する施設にあつては様式第9号により、複数の保育に従事する者を雇用しない施設にあつては様式第10号により、それぞれ当該施設設置者等に対し、証明書を交付するものとする。

3 立入調査実施後、改善指導を行った場合でも、その指導事項の改善状況の確認により、当該施設が指導監督基準等を満たしていると確認した場合には、証明書を交付できるものとする。

4 証明書の有効期間は、これを市長が交付した日から、次項によりその返還を求められたときまでとする。

5 証明書の交付を受けた者が、立入調査により、指導監督基準等を満たさなくなつたと認められるときは、市長は証明書の返還を求めるものとする。また、立入調査の結果、新たに証明書を交付する場合には、先に交付した証明書につき回収を行うものとする。

(記録の整備)

第16条 市長は、施設ごとに届け出された事項、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備するものとする。

(情報提供)

第17条 市長は、施設の運営状況その他児童の福祉のために必要と認める事項をとりまとめ、これを公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

(様式第1号)

認可外保育施設設置届

年 月 日

船橋市長

あて

設置者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職・氏名

認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第59条の2の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。

(様式第1号) 別紙 (その1)

認可外保育施設用 (居宅訪問型を除く。)

年 月 日現在

① 施設 の 名 称						
② 施設 の 所 在 地	〒			Tel		
	メールアドレス					
	最寄り駅		線		駅	バス 徒歩
③ 設 置 主 体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体					
④ 設 置 者 名						
⑤ 設 置 者 住 所	〒					
	Tel		メール アドレス			
⑥ 代 表 者 名 <small>(設置主体:個人 記載不要)</small>	(氏名)			(職名)		
⑦ 管 理 者 名 <small>(設置主体:個人 記載不要)</small>	(氏名)			(職名)		
⑧ 管 理 者 住 所 <small>(設置主体:個人 記載不要)</small>	〒					
⑨ 事 業 開 始 年 月 日	年		月	日		
⑩ 施 設 区 分	ベビーホテル 事業所内保育施設 院内保育施設 その他施設					
⑪ 系 列 施 設	(系列施設数 箇所 [直営店・FC])				無	
	有		うち市内 箇所)			
⑫ 施 設 備	専用設備		乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室 児童用便所			
	室 名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	合計
		室 数	室	室	室	
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		室 名	調理室	医務室	便 所	
	室 数	室	室	室	室	m ²
		面 積	m ²	m ²	m ²	
	便 器	個				
		無		無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所		
	屋外遊戯場 (園庭)	有 (m ²)	無			有・無
建物の構造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	れん瓦造		建物の 階	
	木 造	その他 ()				
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他 ()					
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他					
⑬ 運 営 方 法	設置者による直営		保育事業者等への運営委託			
⑭ 委 託 先 名 称						
⑮ 委 託 先 住 所	〒					
⑯ 開 所 時 間	通常開所時間	時間外開所時間		備 考		
	平日	: ~ :	: ~ :			
	土曜日	: ~ :	: ~ :			
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :			

⑰ 提供するサービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・月極契約 (対象年齢 歳 ～ 歳) ・定期契約 (" 歳 ～ 歳) ・一時預かり (" 歳 ～ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ～ 歳) ・24時間保育 (" 歳 ～ 歳) ・ () (" 歳 ～ 歳) 	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。
⑱ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中・夜間別 所得別 その他 () 設定なし	

⑲ 利用料金	利用形態	月極額	定期契約	一時預かり	()	その他
	年齢	(月)	単位(時間)	単位(時間)	単位()	
	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
	4歳児	円	円	円	円	・行事参加費 円
	5歳児	円	円	円	円	・通園送迎費 円
	6歳以上(就学前)	円	円	円	円	() 円
	学童	円	円	円	円	() 円

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計
⑳ 定員									
地域枠	()	()	()	()	()	()	()	()	()
従業員枠	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※施設区分が事業所内保育施設又は院内保育施設の場合、()内に地域枠、従業員枠の内訳を記載すること。

㉑ 届出年月日の前日において保育している児童の人数		(年 月 日現在)								
年 齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計
在園時間										
昼間	20時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
夜間	22時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
深夜	22時～午前2時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
宿泊	午前2時～翌朝にお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
24時間	24時間お迎えなし	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()	()	()

※()内には、一時預かり児童数を再掲すること。

② 状 保 險 況 加 入	加 入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 ()
	※保険契約書 別添	保 険 事 故 (内 容)	
	未加入	保 険 金 額	
③提携医療機関		機 関 名	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
		提 携 内 容	

④ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数 (年 月 日現在)								
A 施設長		B 保育従事者 (Aを除く)		C その他職員 (A, Bを除く)		D合計 (A+B+C)		
人 () 人		人 () 人		人 () 人		人 () 人		
※上記 () 内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。								
資 格 の 有 無 等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	・保育業務への従事 従事している	保育士 人	保育士 人	調理員 人	調理員 人	調理員 人		
	従事していない	看護師 人	看護師 人	その他 人	その他 人	その他 人		
	・資格 (従事している場 合に記入)	准看護師 人	准看護師 人	() 人	() 人			
	保育士	家庭的保育者 人	家庭的保育者 人					
	看護師	基準で定める研修 修了者 人	基準で定める研修 修了者 人					
准看護師	その他 人	その他 人						
その他 ()	() 人	() 人						

⑤ ④のうち、届出年月日の前日において保育に従事している者の配置数及び勤務の体制			
ア 有資格者 (保育士、看護師・准看護師の資格あり)			
職名	勤務 形態	勤務時間帯	勤務 時間
(例) 保育従事 者 (保育 士)	常 勤 ・ 非 常 勤	~ 8 時 10 時 12 時 14 時 16 時 18 時 20 時 22 時 24 時 2 時 ~ 	8 時間
	常 勤 ・ 非 常 勤		
	常 勤 ・ 非 常 勤		
	常 勤 ・ 非 常 勤		
	常 勤 ・ 非 常 勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間 () 時間 ÷ 8 時間 = () 人			総勤務時間

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。
ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯										勤務時間
	常勤 ・ 非常勤	～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～	
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間 () 時間 ÷ 8時間 = () 人										総勤務時間		

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

②⑥ 嘱託医の有無	有 無
②⑦ 管理栄養士・栄養士の有無	管理栄養士 () 人 栄養士 () 人

②⑧ 職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）											
A 施設長		B 保育従事者（Aを除く）				C その他職員（A, Bを除く）				D 合計（A+B+C）	
人 () 人		人 () 人				人 () 人				人 () 人	
※上記 () 内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。											
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	人
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人	
	従事している		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人	
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人	()		()		
	・資格（従事している場合に記入）		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人					
	保育士		基準で定める研修		基準で定める研修						
	看護師		修了者	人	修了者	人					
准看護師		その他	人	その他	人						
その他 ()		()		()							

⑳ ㉘のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定

ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
(例) 保育従事者(保育士)	常勤 ・ 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～ 	8時間
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間			総勤務時間
() 時間 ÷ 8時間 = () 人			

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
	常勤 ・ 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～ 	
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間			総勤務時間
() 時間 ÷ 8時間 = () 人			

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

③⑩ 施設に在籍している保育従事者数 人 注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。				
(内訳) ・保育士 人 ・看護師・准看護師 人 ・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者 人 ・子育て支援研修（地域保育コース）修了者 人 ・子育て支援研修（上記以外）修了者 人 ・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者 人 ・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 （研修名： 人 ） ・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 人 [うち、上記の研修以外の研修を修了した者 （研修名： 人 ）]				
③⑪ 職員の研修等の参加状況	参加（研修名等： 年 月	参加者数	名	無
	（研修名等： 年 月	参加者数	名	
	（研修名等： 年 月	参加者数	名	

* ③⑪については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

③⑫ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
-----------------------------	--

③⑬ 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無	有 （助成決定日： 年 月 日）	無
-----------------------------	------------------	---

③⑭ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)
---	-------	--

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 加入している保険について、保険契約書の写し等の内容が確認できる書類
- 3 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 4 認可外保育施設監督基準第1の2(2)で定める研修修了者について、修了証書等の研修終了が確認できる書類
- 5 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報等を伝達等していることがわかる書類
- 6 企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書
- 7 建物その他の設備の規模及び構造が分かる書類（有効保育室面積、出入口、避難経路が分かる施設平面図）
- 8 (設置主体が法人、任意団体の場合) 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
 (設置主体が個人の場合) 免許証、保険証等、設置者の身分を証明する書類の写し

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

- 【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

- 【⑦】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・ベビーホテル……………次のいずれかの形態の保育を行う施設
 - ①20時以降の保育
 - ②宿泊を伴う保育
 - ③一時預かり（利用児童のうち半数以上の割合を占めるもの）
- 【⑩】・事業所内保育施設…事業主等がその雇用する労働者の児童を対象として保育事業を行う施設
 - ※企業主導型保育施設を含む。
- ・院内保育施設……………病院、診療所の業務に従事する職員の児童を対象として院内保育事業を行う施設
 - ※企業主導型保育施設を含む。
- ・その他施設……………上記のいずれにも該当しない施設

- 【⑪】 系列施設数は、届出施設を含めた数を記入し、届出施設の所在する船橋市内にある系列施設数を内数として記入してください。

- 【⑫】 ○専用設備

貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。

- ・乳児室……………乳児（1歳に満たない児童）のための部屋
- ・ほふく室……………はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

○屋外遊戯場（園庭） ……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

○建物の形態

貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・専用建物……………保育専用を使用している一戸建て施設
- ・集合住宅……………マンション等の一部を保育に使用している場合
- ・事務所ビル……………事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合
- ・業務用ビル……………事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

○立地場所

貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・住宅地……………住宅が主となる場所
- ・オフィス街……………事務所や会社が建ち並んでいる場所
- ・商店街……………商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
- ・工業地……………工場が主となる場所
- ・駅ビル・駅隣接……………駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩5分以内。）
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

- 【⑬】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。

- 【⑰】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【18】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【20】 定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、()内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲してください。

【21】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。一時預かりの児童数は()内に再掲してください。「学童」は届出年月日の前日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。

【22】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【23】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【24～25】

届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【27】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。0人の場合は、「0」と記入してください。

【28～29】

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【30】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してください。

【31】 職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。
※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【32】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

【33】 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業主導型保育事業運営費助成決定通知書」を後日添付してください。

【34】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限りま

(様式第1号) 別紙 (その2)

居宅訪問型(いわゆるベビーシッター業務)用

年 月 日現在

① 事業所の名称					
② 事業所の所在地	〒		Tel		
	メールアドレス				
	最寄り駅		線	駅	バス 分 徒歩 分
③ 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体				
④ 設置者名			性別 (設置主体：個人の場合記載)	男・女・回答しない	
⑤ 設置者住所	〒				
	Tel		メールアドレス		
⑥ 代表者名 (設置主体：個人 記載不要)	(氏名)		(職名)		
⑦ 管理者名 (設置主体：個人 記載不要)	(氏名)		(職名)		
⑧ 管理者住所 (設置主体：個人 記載不要)	〒				
⑨ 系列事業所	有 (系列事業所数 うち市内 か所 [直営店・FC] か所)			無	
⑩ 事業開始年月日	年 月 日				
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間	備考		
	平日	: ~ :	: ~ :		
	土曜日	: ~ :	: ~ :		
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :		
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ・定期契約 (" 歳 ~ 歳) ・一時預かり (" 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ~ 歳) ・24時間保育 (" 歳 ~ 歳) ・() (" 歳 ~ 歳)			※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。	
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別 所得別 その他 () 設定なし				

⑰ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）
	※保険契約書別添	保険事故 (内容)	
	未加入	保険金額	
⑱ 提携医療機関		機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

⑲ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数 (年 月 日現在)		
【事業所長】		
氏名		常勤 ・ 非常勤
資格	保育士・看護師・准看護師・子育て支援員研修 地域保育コース(地域型保育)・その他 (
保育業務へ従事	従事している ・ 従事していない	
【従業員】 ※従業員を雇う場合のみ記入		
① 氏名		常勤 ・ 非常勤
資格	保育士・看護師・准看護師・子育て支援員研修 地域保育コース(地域型保育)・その他 (
② 氏名		常勤 ・ 非常勤
資格	保育士・看護師・准看護師・子育て支援員研修 地域保育コース(地域型保育)・その他 (
従業員数	常勤 () 名 非常勤 () 名	計 () 名

⑳ 職務に従事している職員の配置予定数 (平均的な職員配置)		
<input type="checkbox"/> ⑲と同じ (以下、記載不要)		
【事業所長】		
氏名		常勤 ・ 非常勤
資格	保育士・看護師・准看護師・子育て支援員研修 地域保育コース(地域型保育)・その他 (
保育業務へ従事	従事している ・ 従事していない	
【従業員】 ※従業員を雇う場合のみ記入		
① 氏名		常勤 ・ 非常勤
資格	保育士・看護師・准看護師・子育て支援員研修 地域保育コース(地域型保育)・その他 (
② 氏名		常勤 ・ 非常勤
資格	保育士・看護師・准看護師・子育て支援員研修 地域保育コース(地域型保育)・その他 (
従業員数	常勤 () 名 非常勤 () 名	計 () 名

⑳ 職員の研修等の参加状況	参加（研修名等： 年 月	参加者数 名）	無
	（研修名等： 年 月	参加者数 名）	
	（研修名等： 年 月	参加者数 名）	

※ 複数の保育に従事する者を雇用しているもの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第1の2(2)イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

㉑ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
----------------------------	--

㉒ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)
--	-------	--

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 加入している保険について、保険契約書の写し等の内容が確認できる書類
- 3 有資格者(保育士、看護師・准看護師)について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 4 認可外保育施設監督基準第1の2(2)で定める研修修了者について、修了証書等の研修終了が確認できる書類
- 5 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報等を伝達等していることがわかる書類
- 6 (設置主体が法人、任意団体の場合) 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
(設置主体が個人の場合) 免許証、保険証等、設置者の身分を証明する書類の写し

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
 - ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
 - ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
 - 【③】・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
 - ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
 - ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。
- 【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑨】 系列事業所数は、届出事業所を含めた数を記入し、届出事業所の所在する船橋市内にある系列事業所数を内数として記入してください。
- 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。
- 【⑩】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

- 【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【⑯】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。「学童」は届出年月日の前日にあなかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑰】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

- 【18】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。
- 【19】 届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入してください。なお、個人で事業を実施している場合、【従業員】の欄は記入不要です。
- 【20】 職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入してください。なお、個人で事業を実施している場合、【従業員】の欄は記入不要です。
- 【21】 職務に従事する全ての職員（事業所長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。個人で事業を実施している場合は、当該個人の参加状況を記入してください。
- 【22】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。
- 【23】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限りません。

(様式第 2 号)

認可外保育施設内容変更届

年 月 日

船橋市長

あて

設置者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職・氏名

認可外保育施設の内容を変更したので、児童福祉法第 5 9 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 変更事項
- 4 変更内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 5 変更事由
- 6 変更年月日

添付書類

設備構造を変更する場合、変更の前後が判別できる建物平面図及び設備の一覧表等

(様式第3号)

認可外保育施設廃止（休止）届

年 月 日

船橋市長

あて

設置者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職・氏名

認可外保育施設を（廃止・休止）したので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 廃止（休止）年月日
- 4 廃止（休止）理由
- 5 入所していた者に対する措置
- 6 休止の場合にあっては、休止の予定期間

(様式第4号)

認可外保育施設運営状況報告書

年 月 日

船橋市長

あて

設置者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職・氏名

児童福祉法第59条第1項及び第59条の2の5の規定により、施設の運営状況について、関係書類を添えて別紙のとおり報告致します。

(様式第4号) 別紙 (その1)

認可外保育施設用 (居宅訪問型を除く。)

年 月 日現在

① 施設 の 名 称						
② 施設 の 所 在 地	〒				Tel	
	メールアドレス					
	最寄り駅		線		駅	バス 徒歩
③ 設 置 主 体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体					
④ 設 置 者 名						
⑤ 設 置 者 住 所	〒					
	Tel		メール アドレス			
⑥ 代 表 者 名 <small>(設置主体：個人 記載不要)</small>	(氏名)			(職名)		
⑦ 管 理 者 名 <small>(設置主体：個人 記載不要)</small>	(氏名)			(職名)		
⑧ 管 理 者 住 所 <small>(設置主体：個人 記載不要)</small>	〒					
⑨ 事 業 開 始 年 月 日	年 月 日					
⑩ 施 設 区 分	ベビーホテル 事業所内保育施設 院内保育施設 その他施設					
⑪ 系 列 施 設	(系列施設数 うち市内 か所 [直営店・FC]) 有					無
⑫ 運 営 方 法	設置者による直営 保育事業者への運営委託					
⑬ 委 託 先 名 称						
⑭ 委 託 先 住 所	〒					
⑮ 開 所 時 間	通常開所時間	時間外開所時間		備 考		
	平日	: ~ :	: ~ :			
	土曜日	: ~ :	: ~ :			
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :			

⑩ 提供するサービス内容	・月極契約	(対象年齢	歳	～	歳)	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。	
	・定期契約	(〃	歳	～		歳)
	・一時預かり	(〃	歳	～		歳)
	・夜間保育	(〃	歳	～		歳)
	・24時間保育	(〃	歳	～		歳)
	・()	(〃	歳	～		歳)

⑪ 利用料金設定状況	月単位	週単位	日単位	時間単位	日中・夜間別
	所得別	その他()			設定なし

⑫ 利用料金	利用形態 年齢	月極額 (月)	定期契約 単位(時間)	一時預かり 単位(時間)	() 単位()	その他
	0歳児	円	円	円	円	円
1歳児	円	円	円	円	円	・入会金 円
2歳児	円	円	円	円	円	・キャンセル料 円
3歳児	円	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
4歳児	円	円	円	円	円	・行事参加費 円
5歳児	円	円	円	円	円	・通園送迎費 円
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	円	() 円
学童	円	円	円	円	円	() 円

⑬ 定員と在籍児童数									
年齢(学齢)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
定員							/		
地域枠	()	()	()	()	()	()		()	()
従業員枠	()	()	()	()	()	()		()	()
在籍児童数							/		
地域枠	()	()	()	()	()	()		()	()
従業員枠	()	()	()	()	()	()		()	()

※在籍児童数は、基準日現在において月極及び定期契約のある児童数を記入すること。
 契約している児童数であり、定員数(施設において1日に保育可能な人数)を上回ることもあり得る。
 年齢区分は、保育料年齢に関わらず4月1日現在の満年齢(学齢)とすること。
 ※施設区分が事業所内保育施設又は院内保育施設の場合、()内に地域枠の内訳を記載すること。

⑳ 保育している児童の人数		(年 月 日現在)									
在園時間		年 齢 (月 齢)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学童	計
		昼 間	20時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()
夜 間	22時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
深 夜	22時～午前2時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
宿 泊	午前2時～翌朝にお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
24時間	24時間お迎えなし	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※ () 内には、一時預かり児童数を再掲すること。

年 齢 (月 齢)	保育状	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学童	計
		⑳ 時間帯別の在籍児童数 (月極め・定期契約・一時預かりを含めた延べ数で記入してください。)	7:00～8:59							
	9:00～16:59									
	17:00～17:59									
	18:00～18:59									
	19:00～19:59									
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
	0:00～6:59									
上記のうち主たる保育時間である11時間について再掲		(: ~ :)								

㉑ 職務に従事している職員の配置数		(年 月 日現在)									
A 施設長		B 保育従事者 (Aを除く)		C その他職員 (A, Bを除く)		D 合計 (A+B+C)					
人		人		人		人					
() 人		() 人		() 人		() 人					
※上記 () 内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。											
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	人	人	
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人	
	従事している		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人	
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人	()		()		
	・資格 (従事している場合に記入)		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人					
	保育士		基準で定める研修	人	基準で定める研修	人					
	看護師		修了者	人	修了者	人					
准看護師		その他	人	その他	人						
その他 ()		()		()							

②③ ②のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務の体制

ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
(例) 保育従事者(保育士)	常勤 ・ 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～ 	8時間
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間 () 時間 ÷ 8時間 = () 人			総勤務時間

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
	常勤 ・ 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～ 	
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間 () 時間 ÷ 8時間 = () 人			総勤務時間

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

②④ 嘱託医の有無	有 無
②⑤ 管理栄養士・栄養士の有無	管理栄養士 () 人 栄養士 () 人

②⑥職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）

A 施設長		B 保育従事者（Aを除く）				C その他職員（A, Bを除く）				D合計（A+B+C）				
人 () 人		人 () 人				人 () 人				人 () 人				
※上記（ ）内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。														
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人				
	従事している		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人				
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人	()		()					
	・資格（従事している場合に記入）		家庭的保育者		家庭的保育者									
	保育士		基準で定める研修		基準で定める研修									
	看護師		修了者	人	修了者	人								
	准看護師		その他	人	その他	人								
その他 ()		()		()										

②⑦ ②⑥のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定

ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
(例) 保育従事者(保育士)	常勤 ・ 非常勤		8時間
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間 () 時間 ÷ 8時間 = () 人			総勤務時間

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯										勤務時間
	常勤 ・ 非常勤	～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～	
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間										総勤務時間		
() 時間										÷ 8時間		= () 人

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

⑳ 施設に在籍している保育従事者数 人

〔注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。〕

(内訳) ・保育士 人

・看護師・准看護師 人

・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者 人

・子育て支援研修（地域保育コース）修了者 人

・子育て支援研修（上記以外）修了者 人

・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者 人

・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 人

（研修名：)

・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 人

〔うち、上記の研修以外の研修を修了した者 人〕

（研修名：)

⑳ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 ()
	※保険契約書別添	保険事故(内容)	
	未加入	保険金額	
㉑ 提携医療機関	提携医療機関	機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

③① 施設 ・ 設備	専用設備	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	調理室	医務室	児童用便所
	室名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室		
	室数 面積	室 ㎡	室 ㎡	室 ㎡	室 ㎡		
	室名	調理室	医務室	便所	その他	合計	
	室数 面積	室 ㎡	室 ㎡	室 ㎡	㎡	㎡	
	便器	個					
屋外遊戯場（園庭）	有（ ㎡）		無 → 無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所			有・無	
建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れん瓦造 木造 その他（ ）				建物の 階		
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他（ ）						
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他						
③② 乳児室の区画	有（ 専用室 フェンス ベビーベッド 他 ）						無
③③ 保育室の採光・換気	窓等採光（ 良い 普通 悪い ） ・ 窓等換気（ 良い 普通 悪い ）						
③④ 便所の設備	保育室との仕切（ 有 無 ） ・ 調理室との仕切（ 有 無 ） ・ 専用手洗い（ 有 無 ）						
③⑤ 消火用具の設置	有（ 消火器 他： ）						無
③⑥ 玄関以外の非常口	有 無 → 無の場合の避難器具 有（ ） 無						
③⑦ 消防計画	有（ 届出年月日 年 月 日 ・ 未届 ）						無
③⑧ 避難消火訓練	実施（ 実施回数 回／年 ・ うち、図上訓練 回／年 ）					未実施	
③⑨ 保育室が2階にある	転落防止設備（ 窓柵 階段手すり テラス手すり ） 耐火構造の建物（ 鉄筋コンクリート レンガ 石 ） 階段等設備（ 下表の区分ごとに掲げる設備がそれぞれ1つ以上設けられている）					適 適 適	不適 不適 不適
		常用	① 屋内階段 ② 屋外階段				
		避難用	① 屋内避難階段 ② バルコニー ③ 屋外傾斜路等 ④ 屋外階段				

④① 保育室が3階以上にある	転落防止設備 (窓柵 階段手すり テラス手すり)	適 適 適	不適 不適 不適	
	耐火構造の建物 (鉄筋コンクリート レンガ 石)			
	階段等設備 (下表の区分ごとに掲げる設備が保育室等から30m以内にそれぞれ1つ以上設けられている)			
	<table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td>① 屋内避難階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>① 屋内避難階段 ② 屋外傾斜路等 ③ 屋外階段</td> </tr> </table>			常用
常用	① 屋内避難階段 ② 屋外階段			
避難用	① 屋内避難階段 ② 屋外傾斜路等 ③ 屋外階段			
調理室の防火区画 (耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備が設けられている。あるいは ①スプリンクラー設備 ②自動消火設備かつ延焼防止措置 のいずれか1つが設けられている。)	適	不適		
保育室の壁・天井が不燃材料仕上げ 非常警報器具または非常警報設備 カーテン、敷物、建具等の防災処理	適 適 適	不適 不適 不適		
④① 保育計画の策定	有 (年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標)		無	
④② 入浴等を必要とする児童の取り扱い	24時間保育で、3日以上継続して在園する児童の入浴、汚れたときなどの対処	有 (週回) 入浴 清拭	無 無	
④③ 外遊び、外気浴の実施	実施 (毎日 回 / 1週間)		未実施	
④④ 備えられている遊具等	玩具 () 絵本 机 椅子 楽器 () 他 ()			
④⑤ 職員の研修等の参加状況	参加 (研修名等 : 年 月 参加者数 名) (研修名等 : 年 月 参加者数 名) (研修名等 : 年 月 参加者数 名)		無	

* ④⑤については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

④⑥ 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施 (年 回)		未実施
④⑦ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している (年 回)		
	安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している 消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている	有 有	無 無
④⑧ 保護者との連絡状況	献立表の配布	有	無
	施設だよりの配布	有	無
	連絡帳の作成	有	無
	緊急連絡表の作成	有	無
④⑨ 保護者及び施設利用希望者の保育室等の見学	実施 未実施		
⑤⑩	保育室の清掃方法・回数		哺乳ビンの消毒・保管方法
	便所の清掃方法・回数		衣類の洗濯・消毒方法
	調理室の清掃方法・回数		寝具の乾燥・消毒方法
	食器の消毒・保管方法		玩具類の洗濯・消毒方法

⑤1	給食の実施	朝食	有（主に施設で調理 無（弁当持参）	主に仕出し弁当 家庭で食事	その他 その他	特に決めていない	
		昼食	有（主に施設で調理 無（弁当持参）	主に仕出し弁当 家庭で食事	その他 その他	特に決めていない	
		夕食	有（主に施設で調理 無（弁当持参）	主に仕出し弁当 家庭で食事	その他 その他	特に決めていない	
給食	献立表の作成		朝食用 有（ 週間献立） 無			夕食用 有（ 週間献立） 無	
	乳児食（離乳食）		有（施設で調理	調理済み市販	家から持参	その他	無
	食品の保存		冷蔵庫 その他（ ）				
⑤2	登園時の健康状態観察		有（体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他）				無
⑤3	降園時の個別検査		有（服装 外傷 清潔 他）				無
⑤4	児童の発育チェック		実施（身長測定 体重測定 その他）				未実施
⑤5	児童の健康診断	入所時	施設で実施	診断書の提出	母子健康手帳で確認		未実施
		入所後	施設で実施	診断書の提出	母子健康手帳で確認	・ 回/年	未実施
⑤6	ケガや病気の時の措置		保護者への連絡 医療機関への受診 その他（ ）				
⑤7	職員の健康診断	採用時	実施（施設で実施		診断書の提出	その他	未実施
		採用後	実施（施設で実施		診断書の提出	その他	未実施
⑤8	調理・調乳者の検便		実施（毎月 隔月 回/年）				未実施
⑤9	備えられている医薬品		体温計 水まくら類 外用・消毒薬 絆創膏類 他（ ）				
⑥0	感染症への対応		再登園にあたっての取扱い（かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出 有 未実施）				
			歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止		実施	未実施	
⑥1	乳幼児突然死症候群の予防		睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察			実施	未実施
			仰向け寝			実施	未実施
			保育室での禁煙の厳守			実施	未実施
安全確保	⑥2		○安全対策		適	不適	
	各室内に危険物がない、放置物品がない、暖房器具の固定、燃焼部の覆い、書庫等の転倒防止、棚等からの落下物防止などの安全対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。						
	(保育室 玄関 非常口 階段 通路 台所 便所 浴室 ベランダ 園庭 門扉)						
	○事故防止		適	不適			
施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行うなど、児童が危険な場所等へ進入しないような対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。							
○緊急時の対策		適	不適				
不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されている場合は適、されていない場合は不適とする。							
⑥3	利用者等への情報提供		サービス内容等の掲示			実施	未実施
			利用者への契約時の書面交付			実施	未実施
			利用予定者への契約内容等の説明			実施	未実施
⑥4	児童票の作成状況		有（家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録）				無

⑥5 帳簿の作成、整備状況	入所児童に関する書類	児童出欠簿	有 無	保育記録	有 無
		給食日誌等 有 () 無			
	職員に関する書類	職員名簿(履歴書)	有 無	資格証明書	有 無
		職員の雇用状況がわかる書類(雇用通知書、賃金台帳等) 有 無			
	勤務状況がわかる書類(勤務割表、出勤簿等) 有 無				
施設に関する書類	運営管理に関する規定(就業規程等) 有 無				
	施設平面図(面積が確認できるもの) 有 無				
⑥6	子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL				
⑥7	企業主導型保育事業による運営費助成(予定)の有無	有	(助成決定日: 年 月 日)	無	
⑥8	設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)		

<添付書類>

- (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 入所児童に関する保険の保険会社との契約書類の写し
- 有資格者(保育士、看護師・准看護師)について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修終了が確認できる書類
- マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスに関する情報を伝達等していることがわかる書類
- 企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書
- 建物その他の設備の規模及び構造が分かる書類(有効保育室面積、出入口、避難経路が分かる施設平面図)
- その他
 - シフト表 (必要に応じて)

記入者	
TEL	

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

- 【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

- 【⑦】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・ベビーホテル……………次のいずれかの形態の保育を行う施設
 - ①20時以降の保育
 - ②宿泊を伴う保育
 - ③一時預かり（利用児童のうち半数以上の割合を占めるもの）
- 【⑩】・事業所内保育施設…事業主等がその雇用する労働者の児童を対象として保育事業を行う施設
 - ※企業主導型保育施設を含む。
- ・院内保育施設……………病院、診療所の業務に従事する職員の児童を対象として院内保育事業を行う施設
 - ※企業主導型保育施設を含む。
- ・その他施設……………上記のいずれにも該当しない施設

- 【⑪】 系列施設数は、当運営状況報告の対象施設を含めた数を記入し、対象施設の所在する市内にある系列施設数を内数として記入してください。

- 【⑮】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。

- 【⑯】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

- 【⑰】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

- 【⑱】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

- 【⑲】 定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。

- 【⑳】 月齢により年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。一時預かりの児童数は（ ）内に再掲してください。「学童」は小学生以上の児童数を記入してください。

- 【㉒～㉓】

運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【25】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。0人の場合は、「0」と記入してください。

【26～27】

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【28】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してください。
※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【29】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【30】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【31】 ○専用設備

貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。

- ・乳児室……………乳児（1歳に満たない児童）のための部屋
- ・ほふく室……………はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

○屋外遊戯場（園庭）……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

○建物の形態

貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・専用建物……………保育専用を使用している一戸建て施設
- ・集合住宅……………マンション等の一部を保育に使用している場合
- ・事務所ビル……………事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合
- ・業務用ビル……………事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

○立地場所

貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・住宅地……………住宅が主となる場所
- ・オフィス街……………事務所や会社が建ち並んでいる場所
- ・商店街……………商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
- ・工業地……………工場が主となる場所
- ・駅ビル・駅隣接……………駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩5分以内。）
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

【45】 職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。ただし、運営状況報告記入日の年度に参加した研修が3回以上の場合、その全てを記入してください。
※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【46】 貴施設における研修の実施状況について、実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

【47】 貴施設における安全管理・事故防止の取組について、研修を実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

朝食、昼食、夕食ごとに当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・主に施設で調理……………主に施設で給食を調理している場合。単なる加熱等のみの場合は含みません。
- ・主に仕出し弁当……………主に施設で弁当等を購入している場合。
- ・弁当持参……………保護者により弁当が用意されている場合。従って、店で購入したものでも保護者が用意したものは含まれます。
- ・なし……………該当する時間帯に開所していない場合。給食がない場合。

【55、57】

児童の健康診断、職員の健康診断のうち、「入所後」、「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の実施状況で、それぞれ当てはまるもの1つを○で囲んでください。

子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURL【⑥⑥】を記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

企業主導型保育事業による運営費助成(予定)の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業【⑥⑦】主導型保育事業運営費助成決定通知書」を後日添付してください。

事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限りません。

(様式第4号) 別紙 (その2)

居宅訪問型(いわゆるベビーシッター業務)用

年 月 日現在

① 事業所の名称										
② 事業所の所在地	〒						Tel			
	メールアドレス									
	最寄り駅				線		駅		バス	分
							徒歩	分		
③ 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体									
④ 設置者名							性別 <small>(設置主体：個人の場合記載)</small>		男・女・回答しない	
⑤ 設置者住所	〒									
	Tel				メールアドレス					
⑥ 代表者名 <small>(設置主体：個人 記載不要)</small>	(氏名)						(職名)			
⑦ 管理者名 <small>(設置主体：個人 記載不要)</small>	(氏名)						(職名)			
⑧ 管理者住所 <small>(設置主体：個人 記載不要)</small>	〒									
⑨ 系列事業所	有 (系列事業所数 うち市内 か所)						か所 [直営店・FC]		無	
⑩ 事業開始年月日	年		月		日					
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間		時間外保育提供可能時間				備考			
	平日		:		~		:			
	土曜日		:		~		:			
	日・祝祭日		:		~		:			
⑫ 提供するサービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ・定期契約 (" 歳 ~ 歳) ・一時預かり (" 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ~ 歳) ・24時間保育 (" 歳 ~ 歳) ・() (" 歳 ~ 歳) 						<small>※1)</small> 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 <small>※2)</small> サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。			
⑬ 利用料金設定状況	月単位		週単位		日単位		時間単位		日中夜間別	
	所得別		その他 ()				設定なし			

⑭-1 利 用 料 金	利用形態 年齢	月極額 (月)	定期契約 単位 (時間)	一時預かり 単位 (時間)	() 単位 ()	その他
	0歳児	円	円	円	円	円
1歳児	円	円	円	円	円	
2歳児	円	円	円	円	円	
3歳児	円	円	円	円	円	
4歳児	円	円	円	円	円	
5歳児	円	円	円	円	円	
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	円	
学童	円	円	円	円	円	

※上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金がかかる書類を添付すること。

⑭-2 利 用 料 金 単 位 (時 間)		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	会員 (入会し常態的に利用する者)	円	円	円	円
非会員 (一時的に利用する者)	円	円	円	円	

※上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金がかかる書類を添付すること。

	計
⑮定員	

※きょうだい児の預かりを除き、定員は原則1名とすること。

⑯保育している児童の人数 (年 月 日現在)									
年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
保育提供時間									
2時間以下									
2時間～4時間以下									
4時間～6時間以下									
6時間～8時間以下									
8時間～									
計									

⑰ (年 月 日現在)										
時間帯別の利用 児童数 (月極め・定期 契約・一時預か りを含めた延べ 数で記入してく ださい。)	年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
	保育状況									
	7:00～8:59									
	9:00～16:59									
	17:00～17:59									
	18:00～18:59									
	19:00～19:59									
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
0:00～6:59										

上記のうち主たる保育時間である11時間について再掲 (: ~ :)

⑱ 職務に従事している職員の配置数 (年 月 日現在)		
【事業所長】		
氏 名	常勤 ・ 非常勤	
資 格	保育士・看護師・准看護師・子育て支援員研修 地域保育コース(地域型保育)・その他 (
保 育 業 務 へ 従 事	従事している ・ 従事していない	
【従業員】 ※従業員を雇う場合のみ記入		
① 氏 名	常勤 ・ 非常勤	
資 格	保育士・看護師・准看護師・子育て支援員研修 地域保育コース(地域型保育)・その他 (
② 氏 名	常勤 ・ 非常勤	
資 格	保育士・看護師・准看護師・子育て支援員研修 地域保育コース(地域型保育)・その他 (
従 業 員 数	常勤 () 名 非常勤 () 名	計 () 名

⑲ 職務に従事している職員の配置予定数 (平均的な職員配置)		
<input type="checkbox"/> ⑱と同じ (以下、記載不要)		
【事業所長】		
氏 名	常勤 ・ 非常勤	
資 格	保育士・看護師・准看護師・子育て支援員研修 地域保育コース(地域型保育)・その他 (
保 育 業 務 へ 従 事	従事している ・ 従事していない	
【従業員】 ※従業員を雇う場合のみ記入		
① 氏 名	常勤 ・ 非常勤	
資 格	保育士・看護師・准看護師・子育て支援員研修 地域保育コース(地域型保育)・その他 (
② 氏 名	常勤 ・ 非常勤	
資 格	保育士・看護師・准看護師・子育て支援員研修 地域保育コース(地域型保育)・その他 (
従 業 員 数	常勤 () 名 非常勤 () 名	計 () 名

⑳ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）			
	※保険契約書別添	保険事故(内容)				
	未加入	保険金額				
㉑ 提携医療機関		機関名				
		所在地				
		電話番号				
		提携内容				
㉒ 保育計画の策定		有（年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標）				無
㉓ 職員の研修等の参加状況		参加（研修名等： 年 月 （研修名等： 年 月 （研修名等： 年 月		参加者数（名） 参加者数（名） 参加者数（名）		無
㉔ 研修の実施状況		保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施（年 回）				未実施
㉕ 安全管理・事故防止の取組状況		安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している（年 回）				
		安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している				有 無
		消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている				有 無
㉖ 保護者との連絡状況		連絡帳の作成		有 無		
		緊急連絡表の作成		有 無		
		その他（ ）		有 無		
㉗ 保護者及び利用希望者の事前の面接		実施 未実施				
㉘ 利用開始時の健康状態観察		有（体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他）				無
㉙ 利用開始時の個別検査		有（服装 外傷 清潔 他）				無
㉚ 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出 母子健康手帳で確認			未実施	
	利用開始後	診断書の提出 母子健康手帳で確認 ・ 回/年			未実施	
㉛ ケガや病気の時の措置		保護者への連絡 医療機関への受診 その他（ ）				
㉜ 職員の健康診断	採用時	実施（事業所で実施 診断書の提出 その他）				未実施
	採用後	実施（事業所で実施 診断書の提出 その他）				未実施
㉝ 検便		実施（毎月 隔月 回/年）				未実施
㉞ 乳幼児突然死症候群の予防	睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察				実施	未実施
	仰向け寝				実施	未実施
	禁煙の厳守				実施	未実施
㉟ 安全確保	○安全対策		適 不適			
	実施内容（ ）					
	○事故防止		適 不適			
	実施内容（ ）					
	○緊急時の対策		適 不適			
実施内容（ ）						

③⑥ 利用者等への情報提供	サービス内容等の掲示		実施	未実施		
	利用者への契約時の書面交付		実施	未実施		
	利用予定者への契約内容等の説明		実施	未実施		
③⑦ 児童票の作成状況	有 (家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録)			無		
③⑧ 帳簿の作成、整備状況	職員名簿 (履歴書)	有	無	児童利用状況表	有	無
	資格証明書	有	無			
	職員の雇用等状況がわかる書類 (雇用通知書、賃金台帳等)		有		無	
③⑨ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL						
④⑩ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)				

<添付書類>

- (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がかかる書類
- 入所児童に関する保険の保険会社との契約書類の写し
- 有資格者 (保育士、看護師・准看護師) について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修終了が確認できる書類
- マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービス内容に関する情報を伝達していることがわかる書類
- パンフレットなど施設の運営状況を把握するうえで参考となる書類

記入者	
TEL	

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑨】 系列事業所数は、当運営状況報告の対象事業所を含めた数を記入し、対象事業所の所在する船橋市内にある系列事業所を内数として記入してください。

24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【⑯】 一時預かりの児童も含みます。「学童」は実際にあずかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑱】 運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入してください。なお、個人で事業を実施している場合、【従業員】の欄は記入不要です。

- 【19】 職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入してください。なお、個人で事業を実施している場合、【従業員】の欄は記入不要です。
- 【20】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。
- 【21】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。
- 【22】 職務に従事する全ての職員（事業所長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。個人で事業を実施している場合は当該個人の参加状況を記入してください。
- 【23】 貴事業所における研修の実施状況について、実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。個人で事業を実施している場合は参加状況を記入してください。
- 【24】 貴事業所における安全管理・事故防止の取組について、研修を実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。個人で事業を実施している場合は参加状況を記入してください。
- 【25】 職員の健康診断のうち「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の実施状況で、それぞれあてはまるもの1つを○で囲んでください。個人で事業を実施している場合は、年1回の健康診断の実施の有無について記入すること。
- 【26】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。
- 【27】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限りません。

基本情報								
事故報告回数				施設・事業所名称				
事故報告年月日				施設・事業所所在地				
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)	千葉県	船橋市		施設・事業所代表者等				
施設・事業所種別				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)				
認可・認可外の区分				施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)				
事故に遭ったこどもの情報								
こどもの年齢(月齢)				こどもの性別				
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)				所属クラス等				
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)								
事故発生時の状況								
事故発生年月日				事故発生時間帯				
事故発生場所				事故発生クラス等				
事故発生時のこどもの人数				事故発生時の 教育・保育等従事者数			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等	
事故発生時のこどもの人数の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷の場合)受傷部位								
(負傷の場合)負傷状況								
診断名、病状、病院名	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)								

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。

※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。

※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自自治体へ報告してください。

※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。

※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。

※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

ソフト面			
事故防止マニュアル		具体的内容	
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容
職員配置		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

ハード面			
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

環境面	
教育・保育の状況	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

人的面	
対象児の動き	具体的内容
担当職員の動き	具体的内容
他の職員の動き	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)

【施設・事業所別の報告先】	
<p>① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。))及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)</p> <p>→ こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp)</p> <p>② 幼稚園、幼稚園型認定こども園</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)</p> <p>③ 特別支援学校幼稚部</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)</p>	<p>④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)</p> <p>⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)</p> <p>⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)</p>
【全施設・事業所共通の報告先】	
<p>→ 消費者庁消費者安全課(isyoushisya.anzen@caa.go.jp)</p>	

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。
 ※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

(様式第6号)

長期滞在児報告書

年 月 日

船橋市長

あて

設置者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職・氏名

船橋市認可外保育施設指導監督実施要綱第6条第5項により、次のとおり報告します。

児童氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日(歳)
保護者氏名		続柄		電話番号	
住 所	〒				
滞在期間	年 月 日から 日間滞在中				
滞在の状況					
家庭の状況					
備 考					

※家庭の状況欄は詳細に記入してください。

(様式第7号)

(番 号)
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

(施設設置者) 様

船橋市長

貴殿の設置(管理)する(施設の名称)については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日こ成保第206号成育局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。)を満たしているため、その旨を証明する。

施設の名称

施設の所在地

事業開始年月日

年 月 日

設置者

管理者(施設長)

市による立入調査実施日

年 月 日

証明書交付年月日

年 月 日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、児童福祉法第59条の2に基づき市への設置届出を義務付けられた施設です。

設置届出先 船橋市(部 課)
(TEL - -)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

(様式第8号)

(番 号)
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

(施設設置者) 様

船橋市長

貴殿の設置(管理)する(施設の名称)については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日こ成保第206号成育局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準(法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。))を満たしているため、その旨を証明する。

施設の名称

施設の所在地

事業開始年月日 年 月 日

設置者

管理者(施設長)

市による立入調査実施日 年 月 日

証明書交付年月日 年 月 日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、児童福祉法第59条の2に基づき市への設置届出を義務付けられた施設です。

設置届出先 船橋市(部 課)
(TEL - -)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

(様式第9号)

(番 号)
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

(施設設置者) 様

船橋市長

貴殿の設置(管理)する(施設の名称)については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日こ成保第206号成育局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設(複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。))を満たしているため、その旨を証明する。

施設の名称

施設の所在地

事業開始年月日

年 月 日

設置者

管理者(施設長)

市による立入調査実施日

年 月 日

証明書交付年月日

年 月 日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、児童福祉法第59条の2に基づき市への設置届出を義務付けられた施設です。

設置届出先 船橋市(部 課)
(TEL - -)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

(様式第10号)

(番 号)
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

(施設設置者) 様

船橋市長

貴殿の設置(管理)する(施設の名称)については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日こ成保第206号成育局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設(複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。))を満たしているため、その旨を証明する。

施設の名称

施設の所在地

事業開始年月日 年 月 日

設置者

管理者(施設長)

市による立入調査実施日 年 月 日

証明書交付年月日 年 月 日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、児童福祉法第59条の2に基づき市への設置届出を義務付けられた施設です。

設置届出先 船橋市(部 課)
(TEL - -)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。